

監 査 委 員

5年監査公表第5号

令和4年度に執行した監査の結果（令和4年10月31日から令和4年11月30日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年6月6日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

1 定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 総務部

税務課

(要望)

自動車税等の口座振替に係る領収確認書の送付について廃止を求めるもの

(措置の内容)

領収確認書の送付廃止について検討を行った。

令和5年度において、口座振替利用者に領収確認書等を送る際、令和6年度以降は当該書類の送付を廃止することを通知するとともに、府ホームページにも掲載し、周知を図り、令和6年度以降は、口座振替利用者への領収確認書、納税証明書送付を廃止することとした。

(要望)

個人事業税納付書の送付方法について改善を求めるもの

(措置の内容)

個人事業税納付書の第1期分と第2期分をまとめて送付することについて、全国の状況の確認や、必要となるシステム改修の検討を行った。

必要な改修事項が多岐に渡ることから、次期システム更新時に詳細を改めて検討し、送付方法の見直しを行うこととした。

(2) 文化スポーツ部

文教課

(指摘)

過年度補助金返還金の収入年度を誤っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、収入年度の誤りが発生した経緯と正しい事務処理の方法について、会計事務を

行う職員全員に情報共有を行い、適切な事務処理についての共通理解を図った。

また、収入年度の誤りが発生しやすい年度末・年度初めに改めて今回の事案と正しい事務処理の方法を情報共有するとともに、決裁ルート上の職員に対しても、決裁に当たり注意すべきポイントをあらかじめ共有し、誤りを未然に防止し、早期発見できる体制を構築することとした。

(3) 健康福祉部

福知山児童相談所

(指摘)

年休等取得日に特殊勤務手当を誤支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに誤支給分の返納処理を行い、令和4年11月に収納を確認するとともに、所内で指摘事項を共有した。

今後は、業務発生日から間を空けず、各職員が速やかに総務事務システムに入力し、定期的に補助簿等と突合することにより、誤入力の防止を図るとともに、決裁時にも各職員の勤務実績を再度チェックし、再発防止を徹底することとした。

(4) 教育委員会

府立綾部高等学校

(指摘)

納入通知書兼相殺通知書を仰裁せず発行していたもの

(措置の内容)

監査終了後、部内会議で指摘事項の内容について周知徹底し、適切な事務処理について共通理解を図った。

今後、納入通知書兼相殺通知書を発行する際は、必ず仰裁し決裁を受けて発行するとともに、複数職員による決裁漏れの相互点検を確実にし、再発防止を徹底することとした。